

# 福岡県公報

令和 6 年 9 月 6 日  
第 528 号

## 目 次

### 告 示 (第544号 - 第557号)

- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) ..... 2
- 自衛官の募集 (行財政支援課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の占用の制限 (道路維持課) ..... 5
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ..... 5
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 公安委員会
- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第544号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
朝倉市(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第545号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
嘉麻市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第546号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目

自衛官候補生

- 2 受付期間

令和6年9月4日（水）から令和6年11月1日（金）まで

- 3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者  
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

- 4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 学科試験・適性検査（Web）  
令和6年11月10日（日）～令和6年11月12日（火）（予定）
- (2) 口述試験・身体検査  
令和6年11月17日（日）～令和6年11月20日（水）（予定）

- 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）

福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

**福岡県告示第547号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九郎丸谷川-1	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
九郎丸谷川-2	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
九郎丸-3	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第548号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
九郎丸谷川-1	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
九郎丸谷川-2	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
九郎丸-3	嘉穂郡桂川町九郎丸（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面は桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第549号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	水 城 線 下白井	前	大野城市大池二丁目37番6先から 大野城市大池二丁目37番5先まで	9.9 ～ 10.0	12.9
			後	大野城市大池二丁目37番6先から 大野城市大池二丁目37番5先まで	10.0 ～ 13.0	12.9

**福岡県告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	三池港線	前	大牟田市四山町49番3先から 大牟田市浪花町87番1先まで	9.2 ～ 19.5	20.0
			後	大牟田市四山町49番3先から 大牟田市浪花町87番1先まで	9.2 ～ 19.5	26.0

**福岡県告示第551号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	三池港線	大牟田市四山町49番3先から 大牟田市浪花町87番1先まで

**福岡県告示第552号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	湯ノ原合川線	前	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1675番2先まで	3.0 ～ 5.6	161.0
			後	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1675番2先まで	11.0 ～ 24.6	161.0

**福岡県告示第553号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原合川線	久留米市高良内町1689番1先から 久留米市高良内町1675番2先まで

**福岡県告示第554号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野古賀線	前	筑紫野市大字原824番1先から 筑紫野市大字原520番2先まで	21.4 ～ 49.4	800.0
			後	筑紫野市大字原824番1先から 筑紫野市大字原520番2先まで	21.9 ～ 49.4	800.0

**福岡県告示第555号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野古賀線	筑紫野市大字原824番1先から 筑紫野市大字原520番2先まで

**福岡県告示第556号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
那珂	県道	筑紫野古賀線	筑紫野市大字原824番1先から 筑紫野市大字原520番2先まで

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和6年9月20日

**福岡県告示第557号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定する形質変更時要届出区域

大牟田市新開町1番1及び1番3の各一部

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

**公 告**

**公告**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大刀洗北部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和6年9月6日から 令和6年10月8日まで	大刀洗町役場

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町北新開字古賀302番1、302番5から302番10番まで及び302番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
みやま市高田町昭和開193番地  
只隈 光紅

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめタウン八女  
(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称)ダイレックス八女店  
(2) 所在地 八女市馬場字熊野60番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
○以下の項目については修正が必要。  
P23
- 4 廃棄物等の運搬方法  
(1) 廃棄物等の運搬方法  
紙製廃棄物等については、予定業者等の「資源物回収業者又は自己搬入」から「八女市許可業者又は自己搬入」に変更。  
(2) 廃棄物等の処理方法  
紙製廃棄物等については、処理予定業者等の「資源化業者又は八女西部リサイクルプラザ」から「八女市許可業者又は八女西部リサイクルプラザ」に変更。  
。

理由：事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に該当し、今回の紙製廃棄物等については、事業系一般廃棄物と判断される。

八女市内で排出される「一般廃棄物」については、家庭系又は事業系であれ八女市で処理しなければならないことから。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項）

※詳細は、市民部環境課と協議すること。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ミスターマックス小郡西福童店
- (2) 所在地 小郡市福童字町266番1外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・生ごみ等の食品廃棄物等のうち再生利用できるものは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、リサイクルするよう努めること。

なお、小郡市外の登録再生事業者に依頼する場合は、市に事前に相談すること。

・上記のほか、廃油、魚滓等再生利用できるものは、小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）の趣旨に則り、リサイクルするよう努めること。

・市指定ごみ袋・粗大ごみシールの販売、食品トレー容器のリサイクル回収、古紙再生品（セタロール、おりひめティッシュ）の販売に協力すること。

#### (4) 騒音の発生に係る事項

・その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

#### (5) 廃棄物に係る事項等

・廃棄物保管施設の容量については、廃棄物処理施設や収集業者等の休日等により、数日間の保管が必要となる場合があることから、その状況に対応できる施設容量とすること。

・周辺の景観を損なうことがないように、駐車場を含む敷地内に不法投棄されないように、常に整理整頓を心がけるとともに、ごみが周辺に散乱することのないように事業者自身で対策を講じること。

・ごみ収集に起因し、生じる利害関係者等の紛争は、全て事業者の責任のもと解決すること。

#### (6) 街並みづくり等への配慮等

なし

#### (7) 防災・防犯対策への協力

○災害協定の締結により地域の防災体制強化へ協力すること。

・大規模災害時における物資等の供給（食料品、飲料水、日用品、衣類、寝具、その他）

・大規模災害時における帰宅困難者の受入れ

・災害時における近隣住民等の一時避難場所としての受入れ

・近隣の大雨時の浸水想定地域居住者の自家用車等の退避場所としての受入れ

○通学路における防犯対策を講じること

・隣接する中学校の通学路に対する照明等による安全確保設備の設置

・警備等による青少年の犯罪防止対策

## (8) その他

- 「小郡市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を尊重し、小郡市における脱炭素社会の実現に向けた取組に協力すること。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字久泉字堀見テ480番1、480番3、480番5、480番6、480番8、481番4及び481番7並びに字口割858番1、858番2、858番7、858番9、858番11及び858番13から858番23まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第209号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和6年9月6日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

教習指導員審査

## 2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

## 3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

## 4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場	所	審査種別
令和6年10月15日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和6年10月16日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			福岡市西区姪の浜一丁目1番67号	姪浜ドライビングスクール	普通免許
令和6年10月21日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		技能	北九州市小倉北区西港町15番地の5	西港自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許
令和6年10月22日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			大野城市下大利三丁目2番20号	南福岡自動車学校	大型二輪、普通二輪及び普通第二種免許
令和6年10月23日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			筑後市大字久富1133番地	筑後自動車学校	大型第二種及び中型第二種免許
令和6年10月25日（金曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで					

## 5 審査の申請手続及び受付期間

## (1) 審査の申請手続

## ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横24センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）



審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和6年10月1日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和6年10月1日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれ

かに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892